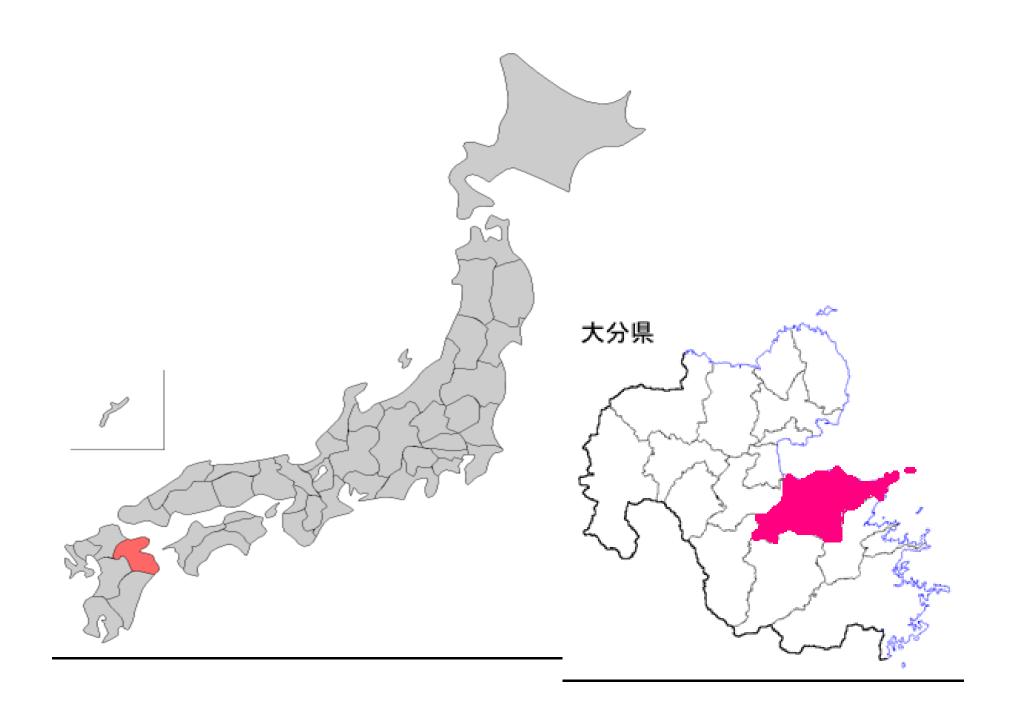
都道府県自立支援協議会への期待

社会福祉法人シンフォニー 村上 和子



コーラス Call us

お電話ください、私たちに

出かける

- ①相談をじっと待たない
- ②市職員とチームで訪問
- ③関係機関へ足を運ぶ
- ④同行•同伴•代行



電話で

- ①まずは電話で
- ②いつでも・どこからでも
- ③電話の次は会って話す
- 4メールでの相談



太分前障害着生活支援也少多一

合同事務所

身体•知的•精神



利便性

市内中心部公民館1F



暮らしに関する相談例の一部

緊急時に 駆けつけ てくれる人 がほしい

夜間、急病人と救急車 に同乗して行くと職員が 不在になるので困った

金銭管理が できず電気が とめられた 消費者金融 の多重債務で 困っている

ケアホーム

将来に向け体験入居したいが、空いているところがない

通学時に ヘルパー 利用がで きないか 相談支援センター

母親が入院予定だが、介護者がいなくなるので困っている

夜間は、相談支援センターも閉まっているので緊急時が不安だ

行動援護対応の方の 入居先が見つからない

アスペルガーの方への支援に関 する専門知識や技術を高めたい



4

自宅

大分市障害者自立支援協議会組織図

平成19年 4月設置 大分市障害者自立支援協議会 委員数32名 2~3回開催/年 専門部会連絡会議 就労支援 生活支援 部会 部会 就労継続支援要否 判定会議(随時開催) 事務局会議 個別の 個別の 個別の 支援会議 支援会議 支援会議

企業 学校 ボランティア団体

障害者本人

当事者団体

福祉サービス事業者

保健•医療

学識経験者

相談支援専門員

大分市委託相談支援事業所

- ・大分市障害者生活支援センター「さざんか」
- ・大分市障害者生活支援センター 「コーラス」
- ・博愛地域生活支援センター
- ・地域生活支援センター 「きぼう21」

専門部会連絡会議

生活支援部会

日常生活の支援を検討 (居住・お金・毎日の生活)

就労支援部会

• 就労・訓練の支援を検討

開催回数:概ね2ヶ月に1回

自立支援協議会委員より選出

【事業所】

- ・ヘルパー
 - ·GH等居住系
- 生活介護生活訓練
- 地域活動センター

【相談】

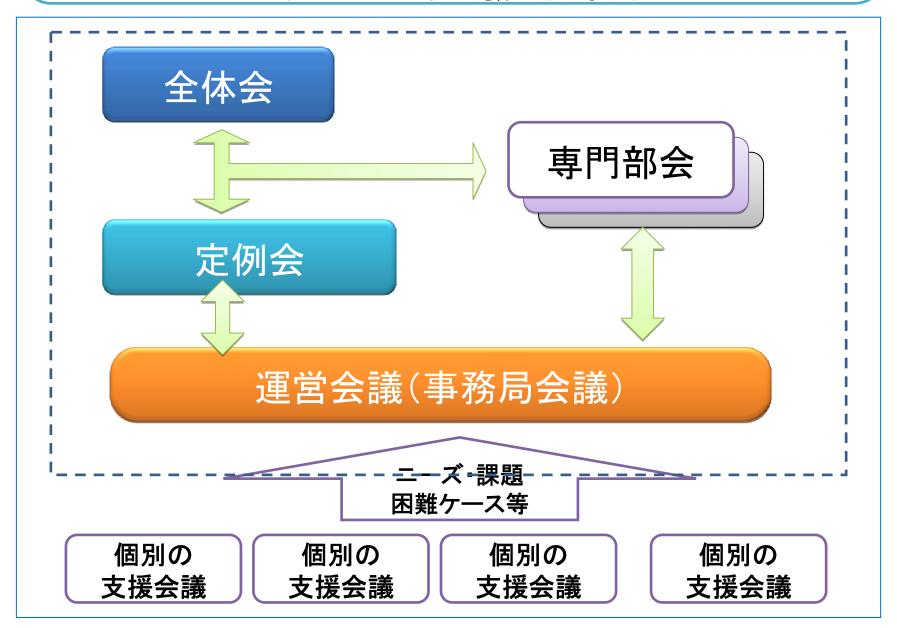
- •相談員 •相談支援従事者
- •障害福祉課職員

自立支援協議会委員より選出

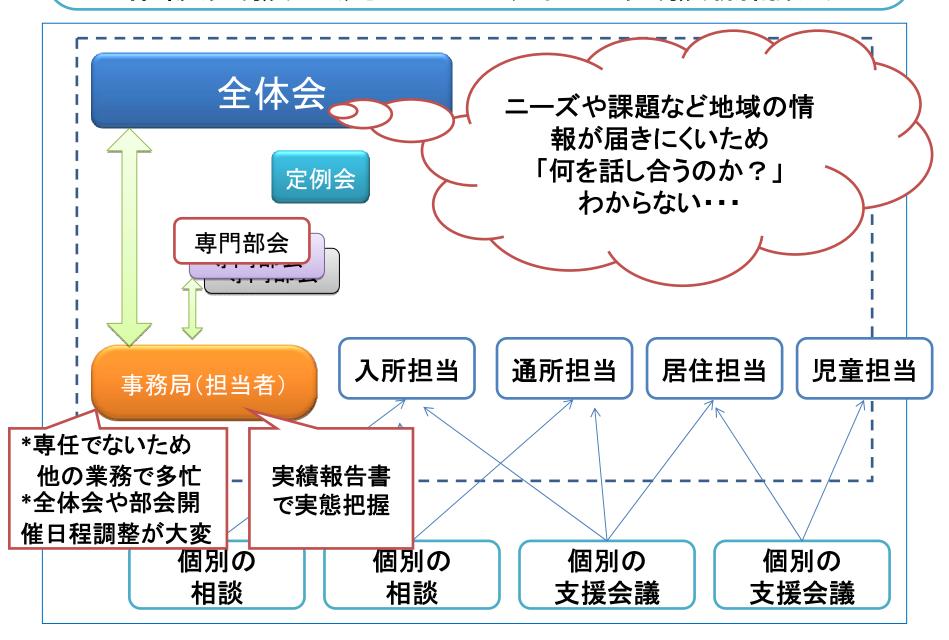
- ・ハローワーク
- •障害者就業・生活支援センター
- •養護学校(高等部)
- •就労移行•継続支援事業者
- •小規模作業所
- •相談支援事業者
- •障害福祉課職員

メンバー:必要に応じて随時追加・入替

地域自立支援協議会



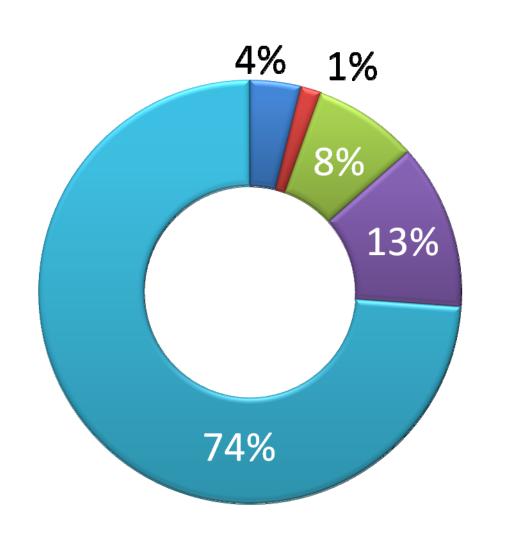
相談支援の流れと地域自立支援協議会



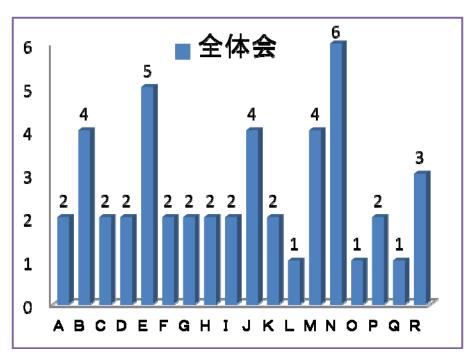
平成20年度 市町村自立支援協議会開催状況

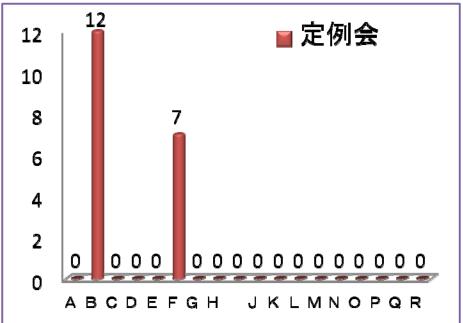
市	全	定	事	専	個	合	市	全	定	事	専	個	合
町	体	例	務局会	門部	別支援会議		町	体	例	務局会	部	別支援会議	
村	会	会	議	会	議	計	村	会	会	議	会	議	計
Α	2		2	5	115	124	K	2		12	18	110	142
В	4	12	12	11	92	131	L	1		1	1	40	43
С	2				44	46	М	4		2	1	10	17
D	2		8		198	208	N	6		25		63	94
E	5		5	12	25	47	0	1					1
F	2	7		20	60	89	Р	2		12		62	76
G	2		5	73	25	105	Q	1				3	4
Н	2		1	10	1	14	R	3				3	6
I	2				30	32		47	19	97	152	902	1200
J	4		12	2	12	30	合計	4/	13	31	153	893	1209

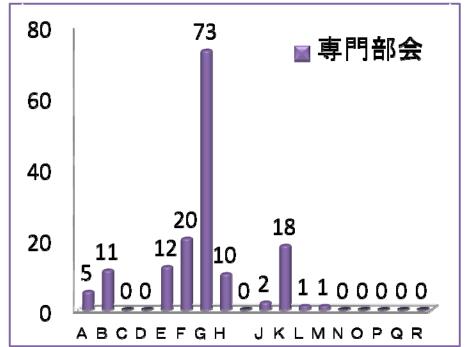
会議の種別

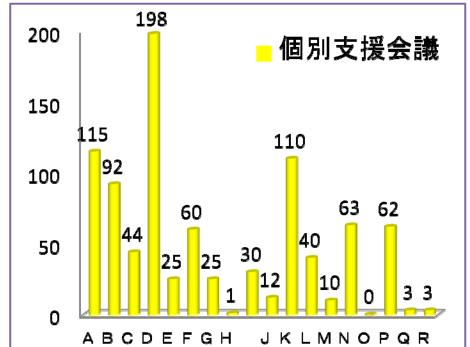


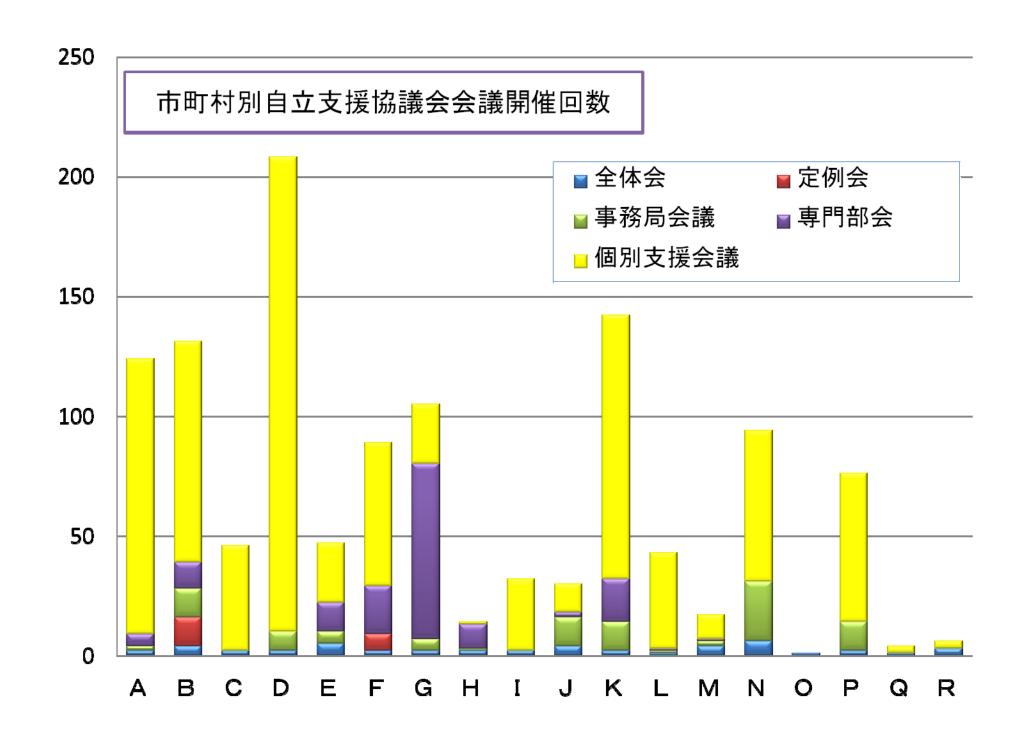
- ■全体会
- ■定例会
- ■事務局会議
- ■専門部会
- ■個別支援会議

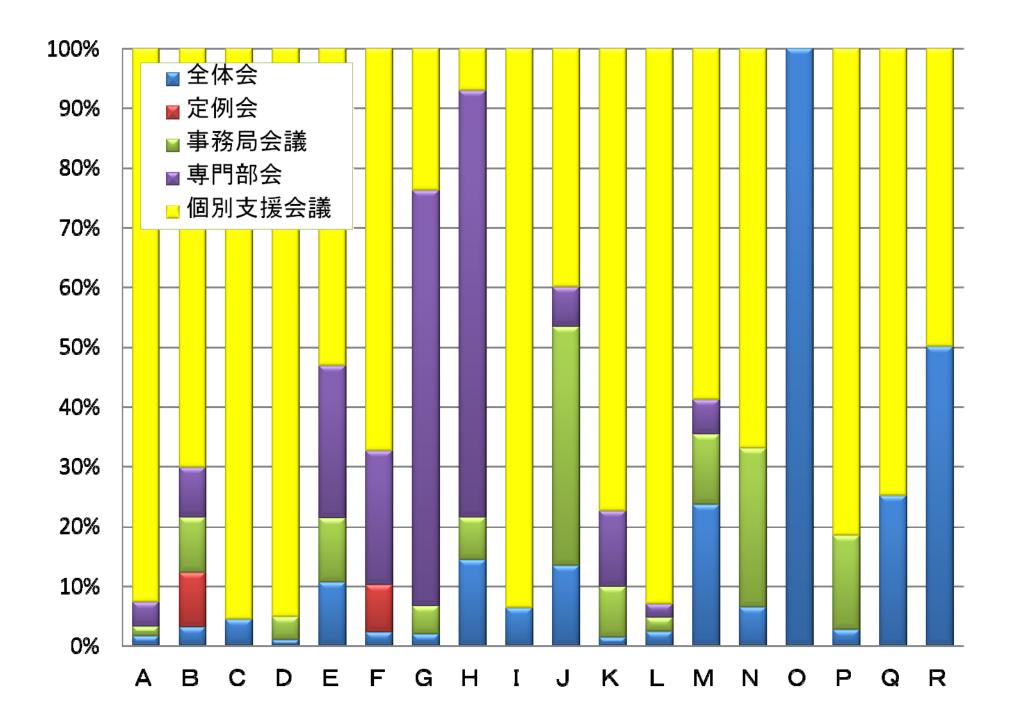




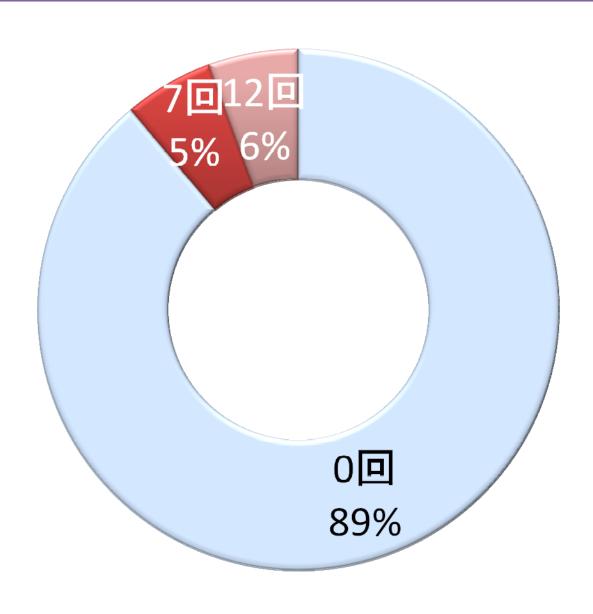




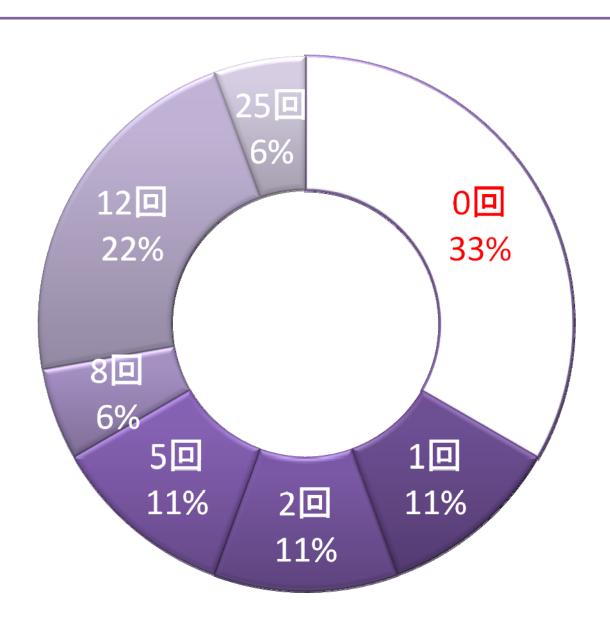




定例会開催回数



運営会議(事務局会議)開催回数



県自立支援協議会の所掌事項

1	市町村における相談支援体制の把握、評価及び整備方針に関する助言をおこなうこと
2	法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修 のあり方に関する協議を行うこと
3	専門的分野における障がい者等に対する支援方 策に関し、情報及び知識を共有するとともに、普 及啓発を行うこと
4	市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制接体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと
5	第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい 者等への相談支援に関し <mark>必要な事項</mark>

平成20年度 県自立支援協議会委員名簿

	所属先	職名
1	市役所	課長補佐
2	中央児童相談所	所長
3	内科クリニック	医師
4	特別支援学校	校長
5	社福) 支援センター	相談支援専門員
6	障害者職業センター	上席職業カウンセラー
7	市自立支援協議会	会長(精神保健福祉士)
8	社福) 支援センター	相談支援専門員
9	社福) 支援センター	センター長
10	社福) 支援センター	相談支援専門員
11	社福)	理事
12	社福) 支援センター	相談支援専門員
13	社福) 支援センター	相談支援専門員
14	社福) 支援センター	相談支援専門員
15	社福)就業・生活支援センター	センター長

まずは、ここから

市町村における相談支援体制への評価・助言

運営会議•定例会 事務局体制 専門分野における 情報・知識の **共有化と普及啓発** メンバー構成

理念の共有化

地域における相談支援体制の整備促進

施策提案・資源の開発改善

「障害のある人が安心して暮らせる地域」の実現